

消防同意時によくある修正事項について

岐阜市消防本部

1 共通事項

- 確認申請書、図面間で不整合のないようにして下さい。
(面積、住所等に不整合が多くあります)
- 修正依頼時に連絡のとれる電話番号を記載してください。

2 住宅の申請

- 住宅用火災警報器の設置位置を図面に明示してください。
※設置位置については、以下の URL、QR コードでご確認ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/syoubou/1001472/1001506/1001508.html>



- 併用住宅の場合、用途部分面積を記載してください。

3 令別表対象物の申請

① 内装

- 規模に関わらず**、内装制限を明らかにしてください。
(告示番号又は、不燃・準不燃等明記)

② 開口部

- 規模に関わらず**、建具表等により開口部の詳細がわかるようにして下さい。
(W×H、ガラスの種類・厚み、カギの種類、FL から開口部下端までの高さ)
※無窓階として設計している場合であっても必要です。
- 開口部は道路に通じる有効 1 m 以上の通路に面している必要があります。
通路幅を明記してください。(有効 1 m 以上が明らかな場合を除く)
駐車場・植栽等に注意してください。
- シャッター (窓の付属シャッター等を含む) 詳細を記載してください。
(**手動 or 電動**、材質・**スラット厚**)
- ベランダ建具を有効開口部として算定する場合は、ベランダの手すりの高さが分かるようにして下さい。(水下より 1. 2 m 以下であれば有効可)
- ガラスの種類による判定は、次表を参考にして下さい。

開口部の形状等による有効開口部算定の判断基準

(岐阜市運用基準 抜粋)

ガラス種類	厚さ	開口部形状	判定
普通ガラス 型板ガラス	厚さ 6 mm以下	引き違い FIX (はめ殺し窓)	○ ○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い FIX	△ ×
強化ガラス	厚さ 5 mm以下	引き違い FIX	○ ○
複層ガラス	構成するガラスごとに上記より評価し、全体の評価を行う。		
合わせガラス	構成するガラス及び中間膜厚による。		

○・・・・・・・・有効開口部として取り扱う。

△・・・・・・・・ガラスを一部破壊し、次にクレセント等を開錠し、外部から開放できる部分を有効開口部として取り扱う。

×・・・・・・・・有効開口部として取り扱わない。

③ 消火器

○歩行距離 20 m 以内・建物全体で必要能力単位以上となるよう配置してください。**水平距離 20 m ではありません。**

余裕をもって設置してください。

○どのような消火器を設置するのか分かるようにしてください。

(消)：粉末消火器 10 型 など)

④ 自動火災報知設備

○凡例・系統図・平面図を添付してください。

○天井裏の隔壁がある場合、隔壁ごとに感知器を設置してください。

図面で確認できるようにしてください。

○感知面積の確認をしますので、室面積を明らかにしてください。

(自動火災報知設備図面に記載があると審査がスムーズです)

○警戒区域線・警戒区域番号がわかるようにしてください。

○他の消火設備(屋内消火栓・補助散水栓)があり表示灯などを兼用する場合、総合盤と位置の整合をとってください。

⑤ 誘導灯

- 凡例・機器図等により等級がわかるようにしてください。(例：B級BL形)
- 専用回路・常時点灯・非常電源付の確認ができるようにしてください。
(結線図添付又は図面に明記)
- 矢印付の避難口誘導灯(緑地)と、通路誘導灯(白地)の誤りが多くあります。
最終避難口・直通階段の出入り口・室の出入り口は避難口誘導灯、
曲がり角や廊下は通路誘導灯を設置してください。
- 通路誘導灯・矢印付の避難口誘導灯は、矢印方向を明示してください。

⑥ スプリンクラー設備・屋内消火栓・屋外消火栓

- アイソメ図・配管図・ポンプ計算書を添付してください。
- 有効水量の深さは1m以上としてください。
- 水源は配管の損失等を考慮し規格放水量に20%を加えた数量を確保するようにしてください。
- 屋内消火栓設備は、水平距離で包含するとともに、ホースを延長し建物の各部分に有効に放水できるように配置してください。
- 自動火災報知設備の総合盤と屋内消火栓・補助散水栓の位置の整合をとってください。
- スプリンクラー設備の配管口径は、設けられるヘッドの数の合計数に応じた口径以上としてください。

標準型ヘッド、開放型ヘッド及び側壁型ヘッド

(岐阜市運用基準 抜粋)

ヘッド数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下	30個以下	100個以下	100超
配管口径	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A

⑦ 避難器具

- 共用部分に降下する場合は、降下地点にマーキングをお願いします。
- ハッチ式避難器具 ハッチ相互の間隔を1m確保してください。
- 梯子の吊元は建物側としてください。
- 福祉施設や保育園等に設置するものは、すべり台又は救助袋で検討してください。

⑧ 条例関係・その他

- 変電・発電設備 全出力を明記してください。
- 変電・発電キュービクル 「認定品・岐阜市火災条例適合品・一般品」の明記をしてください。(建物構造・内装等の制限がかかる場合があります)
- 倉庫・工場・作業所等で取り扱い・貯蔵する危険物・指定可燃物の種類と量を明記してください。(無ければ無しと明記)
- 厨房設備 油脂を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、グリスフィルター及び火炎伝送防止装置(ファイアーダンパー)を設置してください。(屋外へ直接排気を行う構造のものを除く)
- LPG 設置位置と量を明記してください。(50kg×6本など)
- ガス給湯器 設置位置と号数を明記してください。
- 避難経路となる内部建具等はカギの構造を明確にしてください。
(内側サムターンなど)

⑨ 図面関係

- 従業員数を記載してください。(各階ごとに詳細が分かるように)
- 消防用設備等(特殊消防用設備等)工事計画書を提出してください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/syoubou/1001560/1012498.html>



不明な点があれば事前相談を活用し、極力申請時に訂正のないようにしてください。
迅速・確実な審査にご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

岐阜市消防本部 予防課

TEL 058-262-7163

FAX 058-263-6065

E-mail: sh-yobou@city.gifu.gifu.jp